

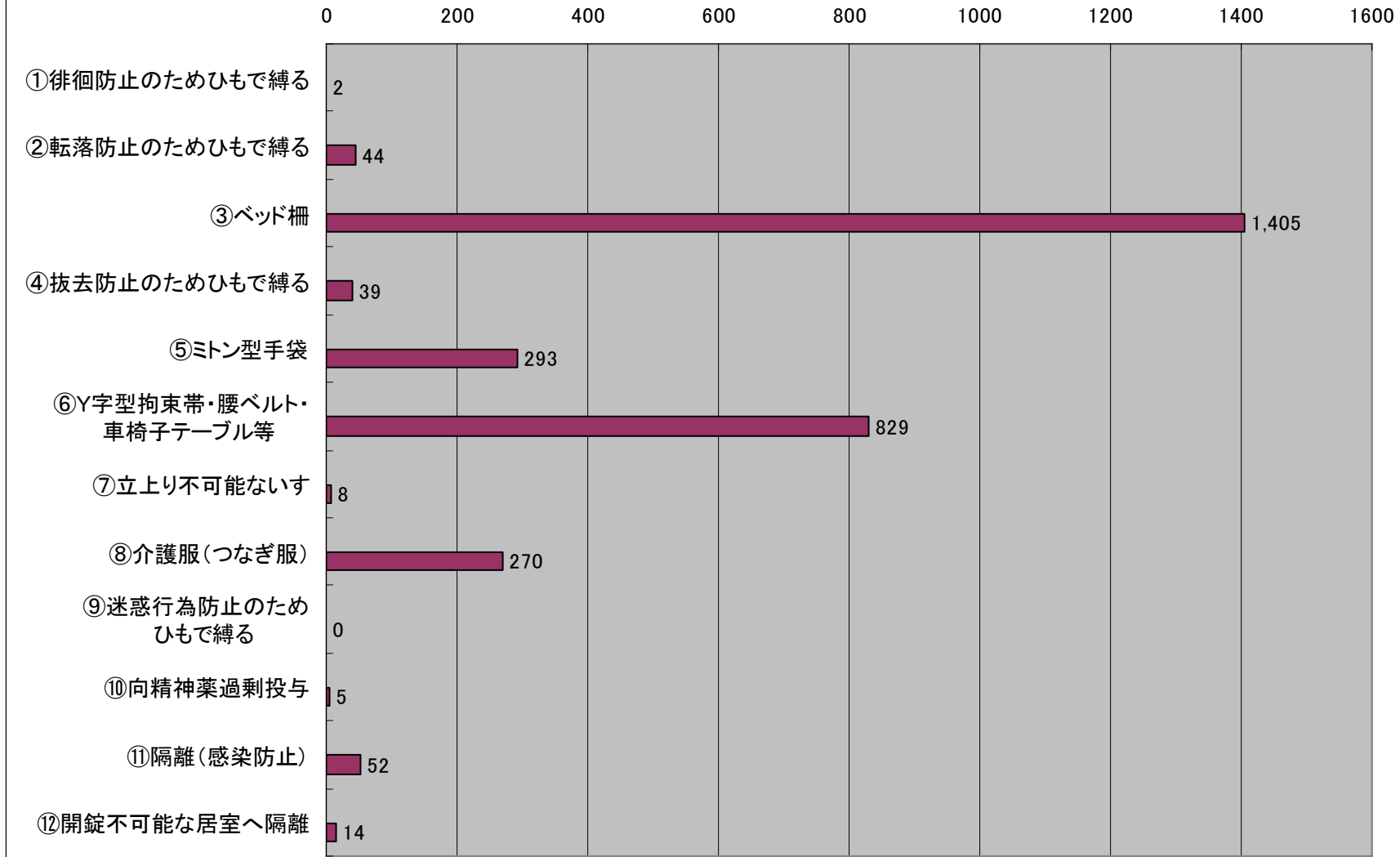
4 身体拘束の行為種別と件数

介護保険施設等において、「ベッド柵等」が入所者総数の3.6%（1,405人）で最も多く行われており、次いで「車椅子のベルト等」が入所者総数の2.1%（829人）、ミトン型手袋0.8%（293人）、介護服（つなぎ服）0.7%（270人）となっている。

	特 養	老 健	療養型	短期 生活	認知症 対応	特定 施設	小計	有 料	軽 費	養 護	小計	合計
①徘徊防止のためひもで縛る	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2
②転落防止のためひもで縛る	8	24	9	0	0	3	44	1	0	0	1	45
③ベッド柵	737	368	165	1	26	108	1,405	6	0	2	8	1,413
④抜去防止のためひもで縛る	18	5	15	0	0	1	39	0	0	0	0	39
⑤ミトン型手袋	95	51	113	3	3	28	293	0	0	0	0	293
⑥ずり落ち・立上り防止・Y字型 拘束帯・腰ベルト・車椅子テーブル	273	334	166	2	5	49	829	2	0	2	4	833
⑦立上り不可能ないす	1	2	1	0	3	1	8	0	0	0	0	8
⑧介護服（つなぎ服）	78	89	65	1	7	30	270	4	0	0	4	274
⑨迷惑行為防止のためひもで縛る	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩向精神薬過剰投与	1	2	0	0	2	0	5	1	0	0	1	6
⑪隔離（感染防止）	13	31	2	0	1	5	52	0	0	2	2	54
⑫開錠不可能な居室へ隔離	1	6	4	0	0	3	14	0	0	0	0	14
合 計	1,225	913	540	7	47	229	2,961	14	0	6	20	2,981
平成19年2月1日～7日までの入所実人員	15,224	11,045	2,852	629	3,317	5,897	38,964	492	3,711	889	5,092	44,056

※同一人が複数の拘束に該当するときは、複数回答。入所実人員の記入のない事業所については定員数を用いた。

拘束の種別と人数



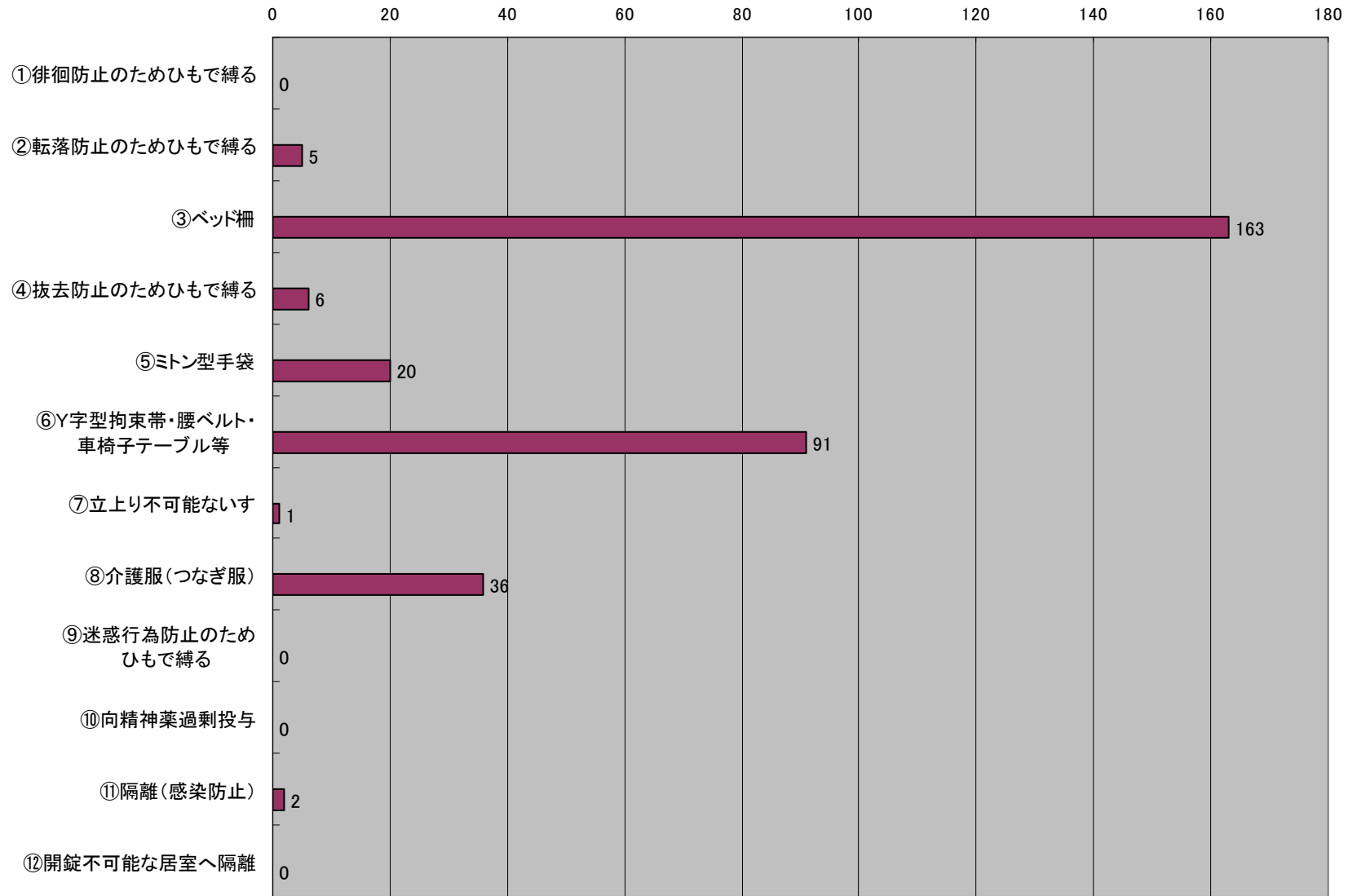
5 拘束別例外3原則に該当しない人数

介護保険施設等において、拘束をしていた人のうち例外3原則に該当しないと回答があったのは、「ベッド柵等」が拘束をしていた人数の6.5%（163人）、で最も多く、次いで「車椅子のベルト等」が拘束をしていた人数の3.6%（91人）、介護服（つなぎ服）1.4%（36人）、ミトン型手袋0.8%（20人）となっており、拘束の多い行為とほぼ比例している。

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	小計	有料	軽費	養護	小計	合計
例外3原則に該当しない実人数	112	99	18	0	4	27	260	0	0	0	0	260
拘束種別ごと 例外3原則に該当しない実人数												
①徘徊防止のためひもで縛る	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②転落防止のためひもで縛る	1	4	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
③ベッド柵	89	54	9	0	2	9	163	0	0	0	0	163
④抜去防止のためひもで縛る	0	2	4	0	0	0	6	0	0	0	0	6
⑤ミトン型手袋	2	6	7	0	1	4	20	0	0	0	0	20
⑥ずり落ち・立上り防止・Y字型 拘束帯・腰ベルト・車椅子テーブル	35	45	0	0	1	10	91	0	0	0	0	91
⑦立上り不可能ないす	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
⑧介護服（つなぎ服）	10	17	3	0	0	6	36	0	0	0	0	36
⑨迷惑行為防止のためひもで縛る	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩向精神薬過剰投与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪隔離（感染防止）	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2
⑫開錠不可能な居室へ隔離	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	138	128	25	0	4	29	324	0	0	0	0	324
拘束をしていた実人数	1,080	759	439	7	44	191	2,520	13	0	4	17	2,537

※ 同一人が複数の拘束に該当するときは、複数回答

拘束別 例外3原則に該当しない人数



6 身体拘束行為種別の拘束状態

「常時」の拘束が全体の72.6% (2,150人)、で最も多く行われており、次いで「断続的」の拘束が15.9% (472人)、「一時的」の拘束が11.4% (339人)となっている。

	特 養			老 健			療養型			短期生活			認知症対応			特定施設			合 計		
	常時	断続的	一時的	常時	断続的	一時的	常時	断続的	一時的	常時	断続的	一時的	常時	断続的	一時的	常時	断続的	一時的	常時	断続的	一時的
①徘徊防止のためひもで縛る	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
②転落防止のためひもで縛る	5	3	0	22	0	2	5	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	35	3	6
③ベッド柵	562	132	43	323	9	36	116	38	11	0	0	1	23	1	2	75	13	20	1,099	193	113
④抜去防止のためひもで縛る	13	3	2	1	2	2	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	9	5
⑤ミトン型手袋	67	19	9	40	6	5	70	18	25	2	1	0	1	0	2	21	2	5	201	46	46
⑥ずり落ち・立上り防止・Y字型拘束帯・腰ベルト・車椅子テーブル	212	34	27	253	57	24	68	70	28	1	0	1	5	0	0	26	14	9	565	175	89
⑦立上り不可能ないす	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	7	0	1
⑧介護服（つなぎ服）	65	5	8	73	12	4	33	19	13	0	1	0	3	0	4	23	1	6	197	38	35
⑨迷惑行為防止のためひもで縛る	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩向精神薬過剰投与	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	0
⑪隔離（感染防止）	5	0	8	2	0	29	0	0	2	0	0	0	0	0	1	5	0	0	12	0	40
⑫開錠不可能な居室へ隔離	0	1	0	3	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	8	2
小 計	931	197	97	721	89	103	304	153	83	3	2	2	37	1	9	154	30	45	2,150	472	339
合 計	1,225			913			540			7			47			229			2,961		

※同一人が複数の拘束に該当するときは、複数回答。

(参考) 今回の調査では、拘束状態を次の3種類に分けて設問した。

- 「常時」・・・毎日、一日中又は一定の時間帯に拘束をしているケース。
- 「断続的」・・・毎日拘束を行うわけではないが、その日によって拘束を行うものは「断続的」の数に含む。(時々行うもの)
- 「一時的」・・・ある特定のケースが発生した場合に拘束を行った場合。(それが、毎日起こるようなものであれば、「常時」の数に含む。

身体拘束の行為種別と態様

